

北名古屋市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和4年5月20日

北名古屋市監査委員 大野 眞 一

北名古屋市監査委員 まみや 文 枝

4 北 下 第 1 0 2 号

令和 4 年 5 月 1 8 日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 まみや 文 枝 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 4 年 4 月 1 5 日付け 4 北監第 1 8 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜下水道課＞

1 【指摘事項】

(1) 収入事務について

ア 排水設備指定工事店の指定の更新をしなかった者について、公示すること。

イ 排水設備指定工事店から申込みを受けた工事について、完了届と公共下水道使用届が遅滞なく提出されるよう管理すること。

2 【措置状況】

(1)のア 指摘事項については、令和4年4月1日付で公示しました。

(1)のイ 指摘事項については、今後、事務処理を適正に行います。

3 【監査委員意見】

(1) 下水道事業受益者負担金について、特に高額滞納者や時効完成が迫った滞納者は、適時適切な折衝、時効の更新、滞納処分等の検討をしていただきたい。

(2) 有料頒布用の計画図等について、将来の計画変更や需要等を見込んだ部数を精査して作成していただきたい。

4 【措置状況】

(1) 下水道事業受益者負担金の滞納について、優先度を整理して折衝を行い、適切な時期に時効の更新、滞納処分等を実施できるよう債権の管理を行います。

(2) 有料頒布用の計画図等について、市ホームページによる周知、将来の計画変更、紙媒体の需要等を見込んだ部数を精査し作成します。